

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定について

標記の一般事業主行動計画について、いずれも2020（令和2）年度末で計画の期限が切れるため、新たな計画を策定する。

1 計画期間

2021（令和3）年8月1日から2024（令和6）年3月31日までの3年間

2 目標及び内容

【目標1】管理職に占める女性労働者の割合を高める

〈目標〉

協会では、全従業員の72.7%を女性従業員で占めている一方で、管理職全体で女性管理職の占める割合は37.7%に留まっているため、女性管理職の割合を40%以上にする。

〈取組〉

- 育児休業を取得しても、キャリア形成が途切れることのない昇進基準及び人事評価制度の再構築。
- 女性労働者や女性管理職が働きやすい職場環境の整備等に係る管理職研修の実施。

〈時期〉

2021（令和3）年度～ 調査・分析

2023（令和5）年度～ 各種体制の整備（研修等、一部は2022（令和4）年度から導入）

【目標2】女性労働者の平均継続勤務年数の引き上げ

〈目標〉

無期雇用労働者について、男女別の平均継続勤務年数は、男性が13年3か月であるのに対して、女性は8年0か月となっており、5年3か月の差異があることから、女性の平均継続勤務年数を1年引き上げる。（有期雇用労働者は男性が5年1か月に対して、女性は7年5か月となっている）

〈取組〉

- 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰、若しくは夜勤のない職場への配置転換等の体制整備。

〈時期〉

2021（令和3）年度～ 調査・分析

2023（令和5）年度～ 各種体制整備